

## 《 馬路町新営農組織準備委員会からの報告 》

馬路町の農地・農村環境の将来がかかっています。農地を耕作している人も、預けている人も、よく読んでいただき、ご意見をお聞かせください。

### 『 農地所有者意向調査結果 』

現状維持		現時点で委託		規模拡大を 要望する
(将来的にも)	出来なくなれば 他人に委託	(将来的にも)	売りたい	
38戸	61戸	147戸	16戸	9戸
14%	23%	54%	6%	3%

※ ① 10年後には、83%(グリーンの部分)の農家が他人に農地保全管理を委託したい。

② 調査対象農家戸数は271戸（営農組合聞き取りも含めて、回収率100%）。

### 『 調査結果に対する対応策 』

担い手が2割にも満たない中で、将来にわたって馬路町の農地（約180 ha・1,000筆）の保全管理を行うためには、農地を預ける側の農家が安心して預けられ、農地を預かる側の農家（自立耕作者及び受託組合組織）も、効率的に農作業が出来るような、積極的な支援が可能な仕組みづくりが不可欠となります。

そのためには、馬路町内の農地の一括管理体制の確立が、最善の方策だと考えます。

### 『 一括管理の手法 』

馬路町の農地の一括管理の手法については、各都道府県単位に設置されている、農業会議の中にある『農地中間管理機構』へ、各農家の農地を貸し付けることとなります。

※ 最大のメリットは

- ① 国・都道府県が設置した、信頼できる組織への集積であること。
- ② 集積協力金が支給されること。（集積割合により単価が異なる）。

機構が借り受けた農地については、馬路町に新設する責任ある組織（一般社団法人）がすべて受託し、その後、現在の耕作者に対し、現状のまま『特定農作業受委託契約』を結び再委託をします。

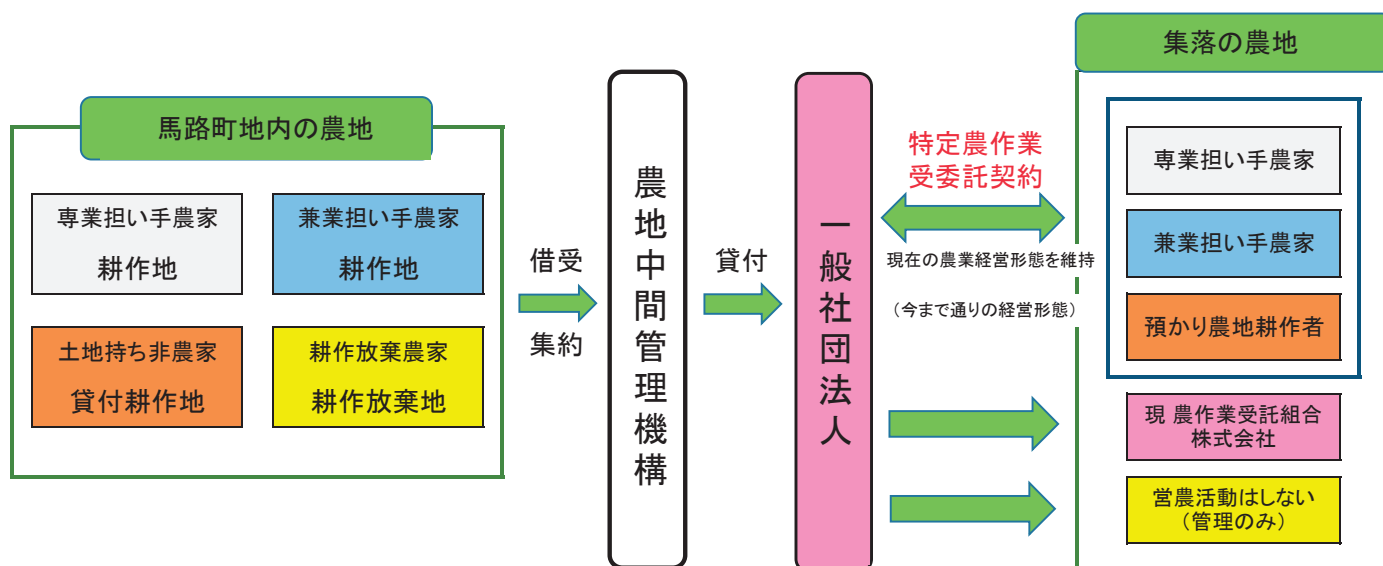
事情により、途中で農地の保全管理が困難となった場合には、新設する一般社団法人が責任を持って、しかるべき担い手に再委託することとなりますので、安心して農地の保全管理を、他人に任せることが出来ます。

また、再委託の際には、より効率的に農作業が出来るよう、最大限に考慮した（農地の集積等）が可能となります。

さらに規模拡大を希望される農家に対しても、作業効率が高くなるように、まとまりのある農地を提供することが出来ます。

誰一人として、不利益な状況を生み出すことのない手法であります。

上記説明した方式 ⇒ **【馬路まるっぽ中間管理方式】**（概略図）



◎ 原則、農地中間機構が、地域・集落内の農地をすべて借り受け、その農地を一般社団法人に貸し付ける。

一般社団法人は、原則、現在の耕作者と特定農作業受委託契約を結ぶ。◀ 現状維持 ▶

将来耕作困難となり、農地を預ける希望農家に対しては、社団法人が責任を持って農地の管理を行う。